

ポスト

English

令和7年3月31日

金融庁

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
  - ▶ 金融サービス利用者相談室
  - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
  - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

▶ 関連リンク

証券取引等監視委員会

CPAAOB 公認会計士・監査審査会

EXPO 2025 首相官邸 大阪・関西万博 特設ページ

## 「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」（案）に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理](#)」（案）について、令和7年1月20日（月曜）から同年2月20日（木曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、26の個人及び団体より計57件の御意見をいただきました。本件について、御検討いただき、ありがとうございました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

パブリックコメントでお寄せいただいた御意見を踏まえ、必要な修正を行い[別紙2「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」](#)を策定しました。

また、金融機関等が「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」に記載している考え方を参考に有効性検証を実施するために、金融機関等や有識者との対話等を通じて得られた事例を取りまとめましたので、[別紙3「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」](#)としてあわせて公表します。

今後、金融庁は金融機関等の有効性検証の取組みを促進するべく、金融機関等との間で対話を進めてまいります。

### 2. 適用日等

本件のディスカッション・ペーパーは、本日付で適用されます。

- (別紙1) [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- (別紙2) [「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」第1版](#)
- (別紙3) [マネロン等対策の有効性検証に関する事例集](#)
- (別紙4) [「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」第1版（概要）](#)

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室（内線2598、2574）

金融  
庁に  
ついて

報  
道・  
広報

政  
策・  
審議  
会等

法  
令・  
指針  
等

金  
融  
機  
関  
情  
報

国  
際  
関  
係  
情  
報

アクセスF S  
A  
(金融庁広報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号：03-3506-6000